

＜長崎県浄化槽保守点検業登録業者の皆さまへお知らせ＞

「長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」及び「同条例施行規則」が一部改正され、令和2年4月1日から施行されます。

主な変更点は以下のとおりです。

<p>① 浄化槽保守点検業者は、営業所に置かれる浄化槽管理士について、浄化槽の保守点検に関する研修を受講する機会を確保するよう努めなければなりません。</p>	<p>令和2年4月1日から適用。</p>
<p>② 営業所に置かれる<u>浄化槽管理士は、業の登録の日（その更新を受けようとする場合にあっては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降に、浄化槽管理士免状を取得した者又は浄化槽の保守点検に関する研修のうち規則で定める研修を受講した者</u>でなければなりません。</p>	<p>令和5年4月1日以降は業の登録（更新の登録を含む）の要件となります。</p> <p>また、令和5年4月1日以降の初回の業の登録（更新の登録を含む）後、浄化槽管理士の追加又は交代をおこなう場合もこの要件を満たす必要がありますので、その場合は変更届に④の書類を添付してください。</p> <p>◆ 1 参照</p>
<p>③ 「<u>浄化槽保守点検業登録申請書（様式第1号）</u>」の<u>様式の変更…営業所ごとの浄化槽管理士の「研修の受講状況」の記入欄の追加</u></p>	<p>令和5年4月1日以降は「研修の受講状況」欄への記入が必須となります。令和5年3月31日までは同欄への記入は任意です。</p> <p>◆ 2 参照</p>
<p>④ 「<u>浄化槽保守点検業登録申請書</u>」の<u>添付書類として「浄化槽管理士が研修を受講したことを証明する書類」の追加</u></p>	<p>令和5年4月1日以降は添付が必須となります。浄化槽管理士が②の「業の登録の日（その更新を受けようとする場合にあっては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降に、浄化槽管理士免状を取得した者」に該当する場合には、浄化槽管理士免状の写しをみの添付で構いません。</p> <p>◆ 3 参照</p>
<p>⑤ 法人の場合の「<u>浄化槽保守点検業登録申請書</u>」の<u>添付書類の名称の改正（「登記簿の謄本」から「登記事項証明書うち「履歴事項全部証明書」へ改正）</u></p>	<p>令和2年4月1日から適用。</p> <p>現在の正式な名称への改正。提出いただく書類は、原則として従来から変更ありません。</p>
<p>⑥ 変更届は変更の日から「<u>2週間以内</u>」に提出を「<u>30日以内</u>」に提出へ改正</p>	<p>令和2年4月1日から適用。</p>

◆ 1 浄化槽管理士の研修について

- 令和2年4月1日に施行される、浄化槽法の一部を改正する法律において、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めるものとされたことにより、条例の改正をおこないました。
- 令和5年4月1日以降に長崎県浄化槽保守点検業者の登録（更新の登録を含む）を受けるとするには、営業所に置かれる浄化槽管理士については、その業の登録の日（その更新を受けようとする場合にあつては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降に、浄化槽管理士免状を取得した者又は浄化槽の保守点検に関する研修のうち規則で定める研修を受講した者でなければなりません。
- 規則で定める研修
 - (1) 規則で定める研修は、浄化槽の保守点検に関する研修で、一般社団法人全国浄化槽団体連合会、公益財団法人日本環境整備教育センター及び指定検査機関のいずれかが実施するものとしています。
 - (2) 県内での初回の研修の開催は令和3年度となる見込みです（前後する場合あり）。開催日・場所等については、事前に県水環境対策課ウェブサイトに掲載するほか、各登録業者様へもご案内・周知する予定です。

◆ 2 研修の受講状況及び申請書様式について

- 浄化槽保守点検業登録申請書の「研修の受講状況」欄に、浄化槽管理士ごとに記入が必要です。浄化槽保守点検業登録申請書中に選択肢を設けていますので、該当する記号を記入してください。
- 申請書様式について
各県立保健所及び水環境対策課の窓口のほか、県ウェブサイト内の「申請書ダウンロードサービス」からも入手できます。

URL: <https://www.pref.nagasaki.jp/download/ApplicationSearch.php>

※キーワード検索で「浄化槽」と入力し、検索してください。

- 添付書類について
浄化槽保守点検業登録申請書様式の下部に記載していますのでご確認ください。

◆ 3 研修の受講証明書について

- 浄化槽保守点検業に関する研修の受講を証明する書類として、実施機関から発行された書類の写しを添付してください。
- 他都道府県において、浄化槽管理士が既に上記の「規則で定める研修」の(1)に該当する研修を受講している場合は、他都道府県で受講した際の受講証明書を添付してください。

長崎県 環境部 水環境対策課 生活排水班
電話番号：095-895-2664